

特別支援学校の設置基準策定を求める請願署名

【請願趣旨】

特別支援学校の教室が足りません

全国的に特別支援学校の児童・生徒数の増加がすすみ、特別支援学校はこの10年間に27,399人の増加となっています。特別支援学校の在籍者が10年前の約1.23倍になっているにもかかわらず、

学校建設はきわめて不十分です。全国で不足している教室は、2019年の文科省調査で3162教室にのぼることが明らかになっています。また同じく文部科学省の「公立学校施設実態調査報告」(2018年度)では、教育活動に必要なとされる面積に対し実際の特別支援学校の保有面積が3分の2程度である実態が明らかにされ、ほぼ100%充足している小中学校などとの違いが歴然としています。

普通教室確保のために、1つの教室をカーテンやついでで仕切り2教室として使ったり、図書室や音楽室などの特別教室を普通教室に転用したりしています。仕切った教室はとても狭い上に、隣のクラスの先生や子どもの声が筒抜けになり、落ち着いた授業にはなりません。特別教室がほとんどない学校では、音楽も、図工・美術も、作業学習もすべて普通教室で行わなければなりません。体育館を使用できる回数が少なく、廊下を走ったり、教室や玄関ホールで体操をしたりする学校も多数あります。トイレが足りず休み時間に行列ができる、給食が必要数作れない、スクールバスでの通学時間が1時間を超える等、児童・生徒数の急増に教育条件の整備が全く追いつかない現在の状況は、子どもたちの学ぶ権利を奪うばかりか、いのちと健康をも脅かしており、もはや人権侵害といえます。

特別支援学校だけ 設置基準がありません

こういった事態の根幹にあるのが、幼稚園から小中学校、高校、大学、専門学校まですべてにある設置基準(学校を設置するのに必要な最低の基準)が特別支援学校だけがないことです。

上記の実態を踏まえ、ただちに下記の事項について実現してください。

【請願事項】

- 1 学校教育法に則って、以下の内容を含む特別支援学校の設置基準を早急に策定してください。
 - ①24学級以下で児童生徒数が150人以下を適正規模とすること。
 - ②「義務教育諸学校等の国庫負担等に関する法律施行令」第3条に示されている小中学校の特別教室(理科教室、音楽教室等)を特別支援学校の小中学部にも適用し、加えて特別支援学校独自の特別教室(作業室、プレイルーム、自立活動室等)や更衣室を明記すること。
 - ③通学時間を1時間以内とすること。
- 2 普通教室や特別教室の不足数を把握するための実態調査を毎年行い、特別支援学校の過大・過密を解消するよう各自治体に働きかけてください。
- 3 特別支援学校を新增設する各自治体への補助率を増やしてください。

| 氏 名 | 住 所 | (「同上」「〃」は使わないで下さい) |
|-----|------------|--------------------|
| | 都 道 府 県 | |
| | 都 道 府 県 | |
| | 都 道 府 県 | |
| | 都 道 府 県 | |
| | 都 道 府 県 | |

障害児学校の設置基準策定を求め、豊かな障害児教育の実現をめざす会

〒102-0084 千代田区二番町 12-1 TEL 03-5211-0123

(この署名は目的以外には使用しません)



国は特別支援学校にも「設置基準」をつくって下さい

特別支援学校が まったく足りません 学校を新設して下さい

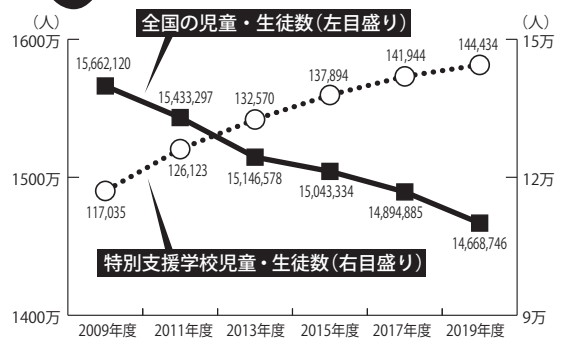
全国で特別支援学校に通う生徒が増えているにもかかわらず、増加に見合う学校建設が行われていません。10年間で約27,000人以上増えているにもかかわらず、学校数がわずかしか増えていないため、各学校では人権侵害ともいえる劣悪な教育環境を強いられています。この原因は、特別支援学校だけに設置基準がないことです。

設置基準とは？

学校教育法第3条で、学校を設置する者は「設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない」と定められ、幼稚園から小中学校、高校、大学、各種学校まで、すべての学校に設置基準が策定されています。

設置基準では、学級の編制から校舎や運動場の面積等が定められ、校舎に備えるべき施設も明記されています。

その設置基準が特別支援学校だけがないため、学校規模の2倍、3倍の子どもたちがつめこまれています。



障害児学校の設置基準策定を求め、豊かな障害児教育の実現をめざす会

〒102-0084

東京都千代田区二番町 12-1 全国教育文化会館

TEL 03 (5211) 0123 / FAX 03 (5211) 0124